

法人町民税の税率表

都 農 町

1. 均等割（都農町税条例第31条第2項・第3項）

| 号 | 資本金等の金額 | 町内の事業所等の 従業者数の合計数 | 均等割額 | 備考 |
|---|-------------------|----------------------|-----------|----|
| 1 | 1,000万円以下 | 50人以下 | 50,000 | |
| 2 | | 50人超 | 120,000 | |
| 3 | 1,000万円超 1億円以下 | 50人以下 | 130,000 | |
| 4 | | 50人超 | 150,000 | |
| 5 | 1億円超 10億円以下 | 50人以下 | 160,000 | |
| 6 | | 50人超 | 400,000 | |
| 7 | 10億円超 | 50人以下 | 410,000 | |
| 8 | 50億円以下 | 50人超 | 1,750,000 | |
| 9 | 50億円超 | | 3,000,000 | |

※その他の1号法人（均等割：50,000円）

- ・法人税法第2条第5号の公益法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの
- ・人格のない社団等
- ・一般社団法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く）
- ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

※均等割額の算定方法

法人税額の課税標準の算定期間等において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定する。1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる（25日→1月・2ヶ月20日→2月）

2. 法人税割額（都農町税条例第34条の4）

法人税割額の税率 12.1%（制限税率・標準税率は 9.7%）